

鳥栖自家給油取扱所用燃料地下タンク清掃

件 名	鳥栖自家給油取扱所用燃料地下タンク清掃				
支 処 長	総務科長	管理班長	営繕班長	営繕係長	設計
					
作成		令和 8年 5月20日			
陸上自衛隊 鳥栖燃料支処 総務科 営繕班					

仕 様 書

1 件 名：鳥栖自家給油取扱所用燃料地下タンク清掃

2 場 所：佐賀県鳥栖市村田町 1089-1 陸上自衛隊 鳥栖分屯地

3 概 要

- (1) 地下式 6KL タンク（軽油）清掃 . . . 1 式
- (2) 地下式 2KL タンク（ガソリン）清掃 . . . 1 式

4 一般事項：

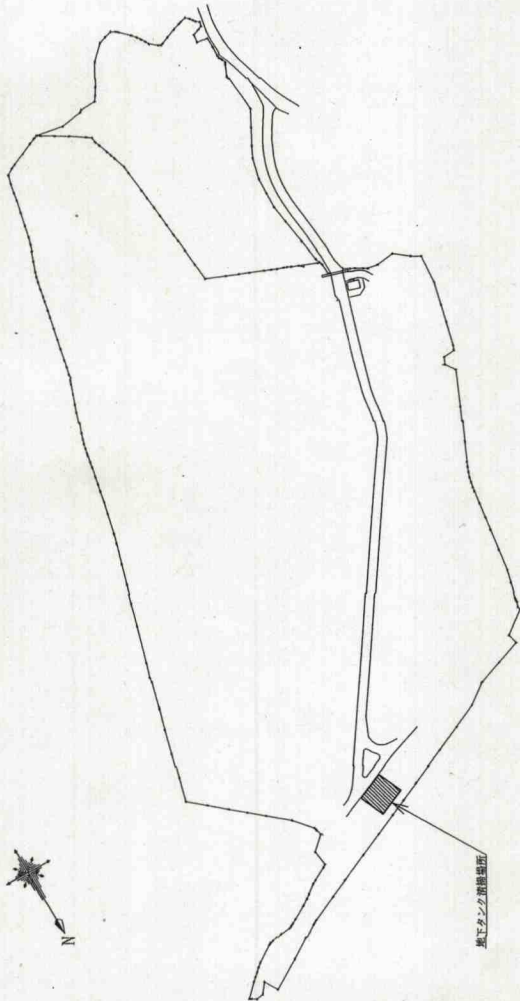
- (1) 本役務に使用する材料は、全て監督官の検査を受け合格品のみを使用するものとする。
- (2) 本役務にあたり疑問等が生じた場合は監督官と調整するものとする。
- (3) 本役務実施の際は十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないようにし、突発事故が生じた場合は速やかに監督官に報告及び対処するものとする。また、災害事故・破損発生等については全て請負業者の責任とし、速やかに原形に復元するものとする。
- (4) 本役務に使用する電気・水等は請負者が準備するものとする。尚、部隊の電気・水を使用する場合は、監督官と調整しその数量の使用料金を徴収するものとする。
- (5) 工程及び材料・搬入器材等の写真は工程毎にカメラ（カラー）又はデジタルカメラで撮影して提出するものとする。細部は監督官の指示によるものとする。
- (6) 洗浄廃水等は、公害防止法に基づき請負者が搬出処理し、適正に処置した manifests の A 表及び E 票の写し又は電子 manifests を 1 部提出する。
- (7) 本役務において発生した金属屑は、発生材調書を作成し監督官へ引き継ぐものとする。

5 特記事項：

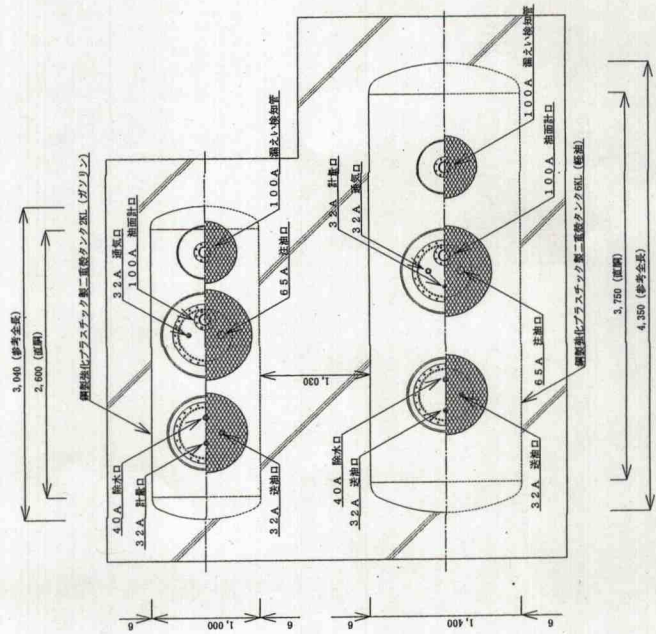
(1) 清掃

- ア 上部マンホールを開放しタンク内部の上澄み燃料を保管用ローリーへ回収する。
- イ タンク内部の換気及びガス検知を実施し安全を確認後、天井・側面・底部を全面的に高圧水洗浄を実施し、剥離しない部分については手作業にて清掃し洗浄廃水についてはその都度産業廃棄物回収車へ排水を行うこととする。
- ウ 清掃が最終的に終了するまで、上部マンホールを開放し換気ファン等により換気を行うものとする。
- エ マンホールを取り外した箇所は表面を研磨し、点検・調整を行いパッキン・ボルトナットを交換するものとする。
- オ 清掃終了後、保管用ローリーより回収した上澄み燃料をタンクへ返送しマンホールを閉じるものとする。
- カ 保管用ローリーは、燃種毎に請負者が準備するものとする。

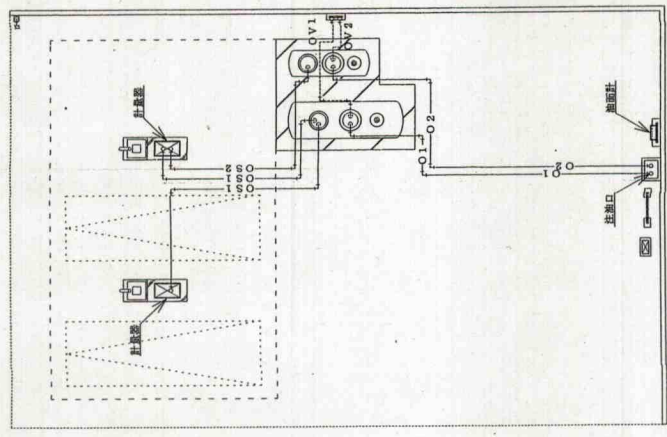
件名	鳥栖自家給油取扱所用燃料地下タンク清掃		
調達要求番号	6 S P T 1 A 1 0 0 0 5		
枚数	1 / 2	作成	令和 8 年 5 月 20 日
陸上自衛隊 鳥栖燃料支処 総務科 営繕班			



配置図 S=1/4000

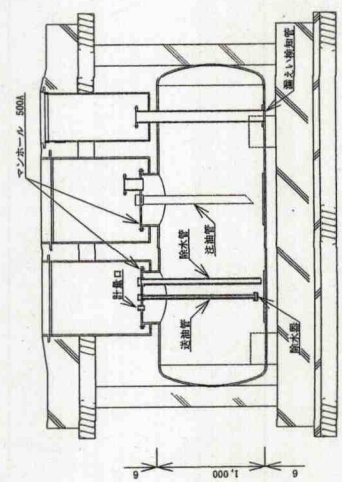


地下タンク平面図 S=1/50

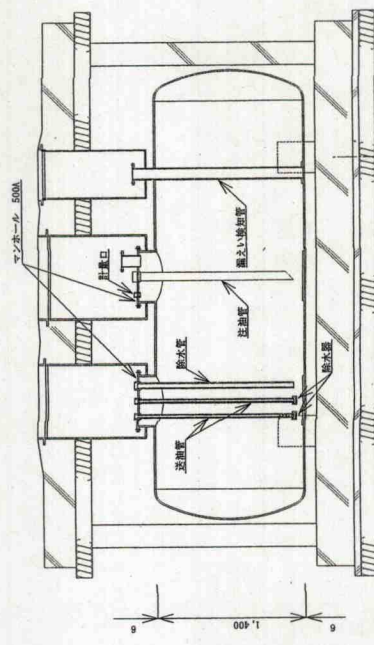


自家給油取扱所平面図 S=1/200

- 凡例
- O1 地下埋設給油管65A (軽油) 3.4m
 - O2 地下埋設給油管65A (ガソリン) 4.0m
 - OS1 地下埋設給油管22A (軽油) 5.3m
 - OS2 地下埋設給油管22A (ガソリン) 2.5m
 - OV1 地下埋設通気管22A (軽油) 5.5m
 - OV2 地下埋設通気管22A (ガソリン) 4.5m



地下タンク2KL (ガソリン) 断面図 S=1/50



地下タンク6KL (軽油) 断面図 S=1/50

※地下タンク開放部マンホール及びボルトナットを交換。

件名	鳥栖自家給油取扱所用燃料地下タンク清掃		
枚数	2/2	作成	令和 8年 5月20日
	陸上自衛隊 鳥栖燃料支処 総務科 営繕班		